

# 資料2

庵治地区

## 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応調書

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	前回の地域審議会での回答 (平成26年11月18日開催)	対応内容等
庵治地区	1	竜王山公園（仮称）完成後の進入道路整備等	竜王山公園（仮称）の外周道路については、幅員5mの拡充や防護柵の設置などが整備されていますが、進入道路については、幅員が狭く木が覆い茂って車両の通行に支障をきたす箇所が見受けられます。公園完成後の進入道路の拡幅整備や適正管理についての方針をお示ください。	都市整備局	道路管理課 公園緑地課	竜王山公園（仮称）への進入道路につきましては、完成後の円滑な通行を確保するため、公園進入路付近の最も幅員が狭い、市道竜王線及び宮東篠尾線との交差点について、公園用地を活用した拡幅の可能性を調査してまいります。また、市道宮東篠尾線、市道竜王線の沿線において樹木の枝等の張出部分が通行の支障となる場合には、地権者に対して枝等の剪定をお願いするとともに、公園施設完成後の通行量をみながら、危険箇所における標識・カーブミラー等の交通安全施設の増設を考慮してまいります。	竜王山公園（仮称）への進入道路につきましては、完成後の円滑な通行を確保するため、公園進入路付近の最も幅員が狭い、市道竜王線及び宮東篠尾線との交差点付近について、拡幅工事を行い、最小幅員として、5mを確保しております。また、市道宮東篠尾線、市道竜王線の沿線において樹木の枝等の張出部分が通行の支障となる場合には、地権者に対して枝等の剪定をお願いするとともに、公園施設完成後の通行量をみながら、危険箇所における標識・カーブミラー等の交通安全施設の増設を考慮してまいります。
庵治地区	2	庵治石の産業振興	庵治石は花崗岩のダイヤモンドといわれるほど美しく、全国的にも有名な特産品です。城岬公園や緑道公園やすらぎの道だけでなく、民家の入り口や庭等、いたる所に石の彫刻や芸術作品が見受けられます。庵治町の石材産業の振興について、現在までの取組とその成果及び今後の方針をお示ください。	創造都市推進局	産業振興課	本市では、本年3月に特色ある伝統文化に光を当て、積極的に伝統的ものづくりの振興をしていくため、基本理念や基本的施策等を定めた「高松市伝統的ものづくり振興条例」を制定いたしました。以前より、継続しているストーンフェアへの展示会補助や団体補助に加え、新規事業といたしましては、親子体験教室や学校巡回事業等の普及啓発や人材育成県外派遣事業等の人づくりの推進、また、販路開拓等を含め、伝統的ものづくりを地域の産業として推進していく具体的な事業を実施しているところでございます。	本市では、平成26年3月に特色ある伝統文化に光を当て、積極的に伝統的ものづくりの振興をしていくため、基本理念や基本的施策等を定めた「高松市伝統的ものづくり振興条例」を制定いたしました。以前より、継続しているストーンフェアへの展示会補助や団体補助に加え、親子体験教室や学校巡回事業等の普及啓発や人材育成県外派遣事業等の人づくりの推進、また、販路開拓等を含め、伝統的ものづくりを地域の産業として推進していく具体的な事業を実施しているところでございます。
庵治地区	3	防災対策	近い将来発生が想定される南海トラフを震源とする巨大地震の備えについて、防災行政無線のデジタル化や防災ラジオの整備、備蓄物資の確保（数量・備蓄場所）、地域コミュニティ継続計画の策定支援等の対策が説明されました。 今後、こうしたことを含めて高松市全体及び庵治地区ではどのような防災対策を考えておられるのか、時系列で具体的に示してください。 又、地区センターへ移行する際にはセンターが地域防災の拠点として機能するようにしていただきたい。	総務局	危機管理課 人事課行政改革推進室	本市の防災対策の整備につきましては、所管する事業課による種々のハード整備に加え、市民へのいち早い情報伝達を目的に、デジタル式の防災行政無線の整備や防災ラジオの周知、また、新たな被害想定に基づく備蓄計画の見直しなどに取り組んでおりますほか、県外からの受援を想定した全国の自治体や災害時に協力が期待される企業との災害支援協定の締結、平成30年度供用開始予定で常設の災害対策本部機能をもつ危機管理センター（仮称）等の整備作業を進めております。 さらに、地域でもコミュニティの継続を念頭に防災対策を議論していただくために、地域コミュニティ継続計画の策定支援や地元中小企業の継続計画についてもモデル版を作成し、平成25年度から策定支援を行っております。 また、庵治地区につきましても、今年度、デジタル式に切り替えできるよう無線系の整備工事を行っており、大島を含め情報伝達手段を整備しております。 今後とも、長期計画で、具体的な避難行動や長期の避難生活などについて対策を検討してまいります。このため、地元の皆さんの避難所運営や物資搬送、救助救出活動などへの積極的な参加が不可欠と考えておりますので、協力をお願いします。 また、地域行政組織再編に伴い、塩江・庵治・香南各支所においては、地区センター（仮称）への移行後も、当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスの提供とともに、必要となる職員体制の確保を検討することとしており、あわせて災害時の体制についても移行後における別途体制の構築を検討してまいります。	本市の防災対策の整備につきましては、所管する事業課による種々のハード整備に加え、市民へのいち早い情報伝達を目的に、デジタル式の防災行政無線の整備や防災ラジオの周知、また、新たな被害想定に基づく備蓄計画を修正したほか、県外からの受援を想定した全国の自治体や災害時に協力が期待される企業との災害支援協定の締結、平成30年度供用開始予定で常設の災害対策本部機能をもつ危機管理センター（仮称）等の整備作業を進めております。 さらに、地域でもコミュニティの継続を念頭に防災対策を議論していただくために、地域コミュニティ継続計画の策定支援や地元中小企業の継続計画についてもモデル版を作成し、25年度から策定支援を行っております。 また、庵治地区につきましても、27年度中にはデジタル式に切り替え、大島を含めた情報伝達の向上に努めてまいりたいと存じます。 今後とも、長期計画で、具体的な避難行動や長期の避難生活などについて対策を検討してまいります。このため、地元の皆さんの避難所運営や物資搬送、救助救出活動などへの積極的な参加が不可欠と考えておりますので、協力をお願いします。 また、地域行政組織再編に伴い、塩江・庵治・香南各支所においては、地区センター（仮称）への移行後も、当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスの提供とともに、必要となる職員体制を確保することとしており、あわせて災害時の体制についても移行後における別途体制の構築を検討してまいります。
庵治地区	4	子育て支援サービスの充実	地域で安心して子育てができるように、庵治子ども園の事業として、地域の病院と連携して病児・病後児保育ができるシステムを構築していただきたい。	健康福祉局	子育て支援課	現在、高松市内では、医療機関が開設している施設4カ所（伏石町、寺井町、屋島西町、栗林町）に委託（病児対応）するとともに、直営施設（病後児対応）を1カ所（牟礼町）運営しています。高松市子ども未来計画（後期計画）においては、平成26年度末までの1カ所追加開設を目指しているものの、現状での達成は厳しい状況にあります。 27年度からの後継計画である子ども・子育て支援推進計画（仮称）においては、引き続き平成31年までに1カ所の追加開設を確保する方針が予定されており、既存の施設とその位置関係を考慮し、新規委託先の選定について、市医師会と引き続き、調整協議してまいります。	現在、高松市内では、医療機関が開設している施設4カ所（伏石町、寺井町、屋島西町、栗林町）に委託（病児対応）するとともに、直営施設（病後児対応）を1カ所（牟礼町）運営しています。 高松市子ども未来計画（後期計画）において、平成26年度末までの1カ所追加開設を目指していましたが、施設整備や看護師・保育士の確保などの課題から、達成はかなわず、後継計画である27年度からの高松すくすく子育てプランにおいて、引き続き31年までに1カ所の追加開設を目指すこととしております。 今後におきましても、既存の施設とその位置関係を考慮し、新規委託先の選定について、市医師会等と引き続き、調整協議してまいります。

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	前回の地域審議会での回答 (平成26年11月18日開催)	対応内容等
庵治地区	5	地域コミュニティの支援	地域行政組織再編計画(素案)について、各地区での市民説明会を始め、市議会や地域審議会からの要望により、庵治など地区センターへの移行に当たっては、支所機能の維持や現在の窓口サービスの継続及び職員体制の見直し等、激変緩和措置が講じられると伺っております。一方、現在、地域コミュニティ協議会では業務が徐々に増加しています。又、将来的に、施設管理の業務等、順次、業務委託を検討すると伺っておりますが、その対応も含めた組織強化や人材育成、その他の支援についての方針をお示しください。	市民政策局	地域政策課	「高松市自治と協働の基本指針」におきまして、今後の取組の方向性として、人材育成、組織運営の充実・強化、団体同士の連携の3つの項目を掲げております。中でも、それぞれの地域コミュニティ協議会において、持続可能なまちづくり活動を推進する上で、地域の中心的な役割を担うリーダーの発掘や育成は、最も重要な課題であると存じております。地域におきましては、防災や防犯の視点から、子ども会や学校等と連携した活動を実施することにより、自治会未加入の保護者等を加入につなげるなど、リーダー的な存在となる人材を育てることを、常に意識して取り組んでいただくとともに、我々行政におきましても、地域コミュニティ協議会に対し、時宜を得た人材養成研修を開催するなど、引き続き、人材育成を支援してまいりたいと存じます。また、事務局体制の強化も含め、組織強化につきましても、円滑な運営ができるよう支援してまいりたいと存じます。	「高松市自治と協働の基本指針」におきまして、今後の取組の方向性として、人材育成、組織運営の充実・強化、団体同士の連携の3つの項目を掲げております。中でも、それぞれの地域コミュニティ協議会において、持続可能なまちづくり活動を推進する上で、地域の中心的な役割を担うリーダーの発掘や育成は、最も重要な課題であると存じております。地域におきましては、防災や防犯の視点から、子ども会や学校等と連携した活動を実施することにより、自治会未加入の保護者等を加入につなげるなど、リーダー的な存在となる人材を育てることを、常に意識して取り組んでいただくとともに、我々行政におきましても、地域コミュニティ協議会に対し、時宜を得た人材養成研修を開催するなど、引き続き、人材育成を支援してまいりたいと存じます。また、事務局体制の強化も含め、組織強化につきましても、円滑な運営ができるよう支援してまいりたいと存じます。
庵治地区	6	林道の適切な管理	庵治町の林道の現状は、沿道の樹木や雑草が繁茂して覆いかぶさり、又、側溝には土砂が大量に堆積している箇所や路面が傷んでいるところが多く見受けられます。従来、定期的に管理されていましたが、最近では樹木等の伐採や側溝清掃などが滞りがちです。通常の維持管理が行われていないために、台風や大雨で通行に支障が生じるほか、土砂災害が発生する可能性がありますので、継続して適切な管理をしていただきたい。	創造都市推進局	農林水産課	庵治町の林道については松尾線と庵治北笹尾線の2路線あり、路肩の草刈等を行って維持管理しているところでございます。平成26年度においては、この草刈の実施に合わせて側溝に堆積している土砂等の撤去工事を発注しているところでございます。今後も草刈りや側溝の土砂の除去等適正な維持管理を実施し、林道の崩落等の災害防止に努めていく所存でございます。	庵治町の林道については松尾線と庵治北笹尾線の2路線あり、毎年路肩の草刈等を行って維持管理しているところでございます。平成27年度においても、この草刈の実施に合わせて側溝に堆積している土砂等の撤去工事を予定しているところでございます。また、側溝などの老朽化に伴う修繕工事も適宜行って、林道の維持管理に努めているところでございます。
庵治地区	7	空き家対策	町内でも空き家が多くなり、敷地内の樹木や雑草が繁茂し、害虫が発生するほか、倒壊や火災のおそれがあるなど、周辺に迷惑を及ぼしています。全国の自治体において、空き家の所有者に適正な管理を求めたり、撤去を命令することが可能となる空き家対策の条例が制定されていると伺っていますので、早急に空き家対策に取り組んでいただきたい。	市民政策局	くらし安全安心課	放置されている空き家につきましては、防犯などの安全面を中心にその対策が全国的に大きな課題となっておりますが、個人財産に対する行政の介入には限界がありますことから、各地の自治体において、具体的取組が進んでいない状況にあります。このような中、生活環境や景観の保全、防犯、あるいは、まちなか居住促進といった、その地域の実態を踏まえた行政目的に対応する、空き家等に関する条例を制定、あるいは検討する自治体が、増えてきております。しかしながら、現時点では、条例を制定した自治体におきましても、条例に基づく対策により、顕著な成果を得るまでには至っておらず、条例をもって、空き家等対策の効果的な仕組みとするには、難しい面もあるものと存じます。一方、自由民主党の空き家対策推進議員連盟において、市町村に対する空き家への立入調査権の付与や、強制撤去の要件などを内容とした、空き家等対策に関する特別措置法案について、今秋の臨時国会への提出を目指して、準備が進められております。法律に基づく空き家等対策を講じることが可能となる同法案の動向に注視しながら、関係局で設置しております空き家等対策プロジェクトチームにおいて、対策の一つとして条例の効果等を検討し、平成26年度に実施する空き家等実態調査の結果を踏まえ、条例制定を含めた空き家等対策を取りまとめてまいりたいと存じます。	平成26年11月、議員立法により空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され27年5月26日をもって完全施行されますが、この法律には空家の所有者の責務として空家を適切に管理するよう努めることが規定されており、適切な管理が行えていないと認定された空家の所有者には助言・指導を行い、それでも改善されない場合は勧告・命令を行うこととなっております。本市といたしましては、空家対策を総合的に推進するため、27年4月からくらし安全安心課を新設し、市民への対応に当たっております。また、条例の制定につきましては9月を予定しておりますが、法律の内容が空家等の適正な管理について相当細かく定められておりますことから、法律を遵守しつつ、本市独自の方策等について規定して行きたいと存じます。